

在カナダ日系企業の新型コロナウイルス感染拡大を受けた対応策について

1

2020年3月17日

ジェトロ トロント事務所

日系企業の対応状況など

【JETROが実施したヒアリング概要】

3月11日から12日にかけて、ジェトロ・トロント事務所が、在カナダ日系企業57社に、出張、面談、イベント参加、執務体制などの対応方針・状況をヒアリング。

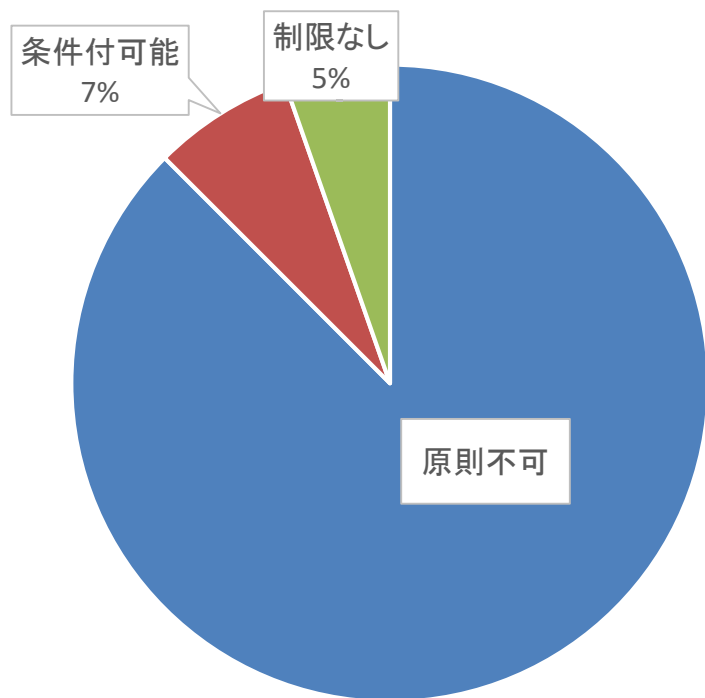
(注)状況の変化に応じて、今後方針が変更される企業も十分ありうる。細かい数字よりも内容を参考にしていきたい。

1-1 日本からの出張（日本⇒カナダ）

○制限なしの企業は少数。殆どの企業で原則不可または条件を設けている。

○条件としては、カナダ入国後の行動制限がないことなどが見られる。

日本からの出張



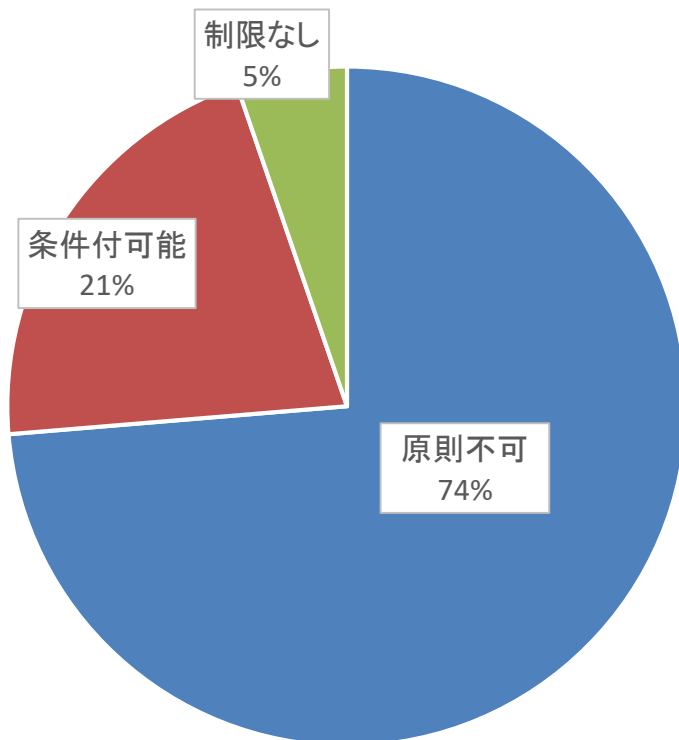
（条件の例）

- ・カナダ入国後の行動制限がなければ可能
- ・14日ホテル滞在後に業務開始する場合は可能
- ・新規着任の駐在員に限る

1-2 海外出張(カナダ⇒日本など)

- 多くの企業でカナダからの海外出張も何らかの制限をしている。
- 条件としては、必要性の判断、渡航先地域の安全状況確認など。

カナダからの海外出張



(条件の例)

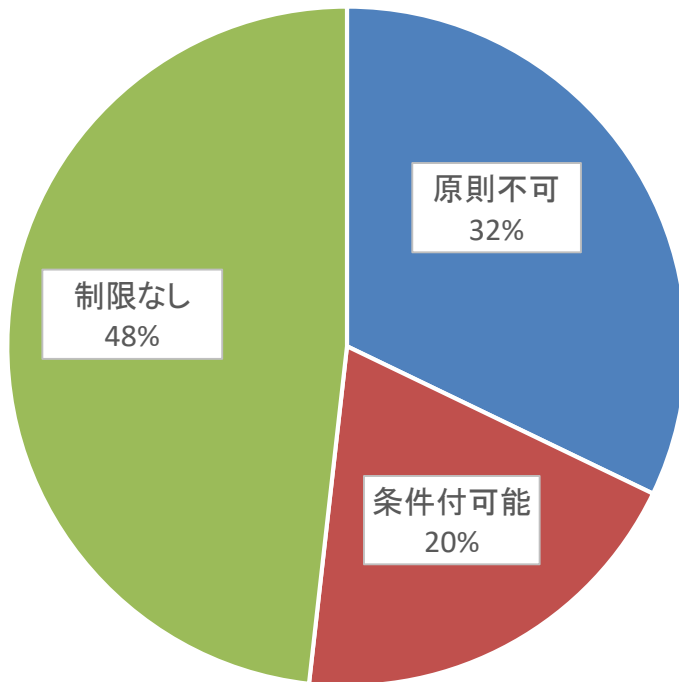
- ・緊急を要する場合は可
- ・緊急・重要な案件の場合(ただしカナダ人のみ)は可
- ・上役職者の承認が必要
- ・カナダ政府指定する危険レベル2以上の国へは不可
- ・カナダ政府が渡航の是非を検討すべきとする地域へは不可
- ・親会社の定める懸念国へは出張自粛
- ・北米のみ可
- ・米国のみ可
- ・中国への出張は不可

1-3 カナダ国内出張

○条件付きも合わせると約5割の企業がカナダ国内出張に制限を設けている。

○条件としては、必要性の判断、出張先の状況、車等の移動手段、出張人数などに着目したものが見られる。

カナダ国内出張



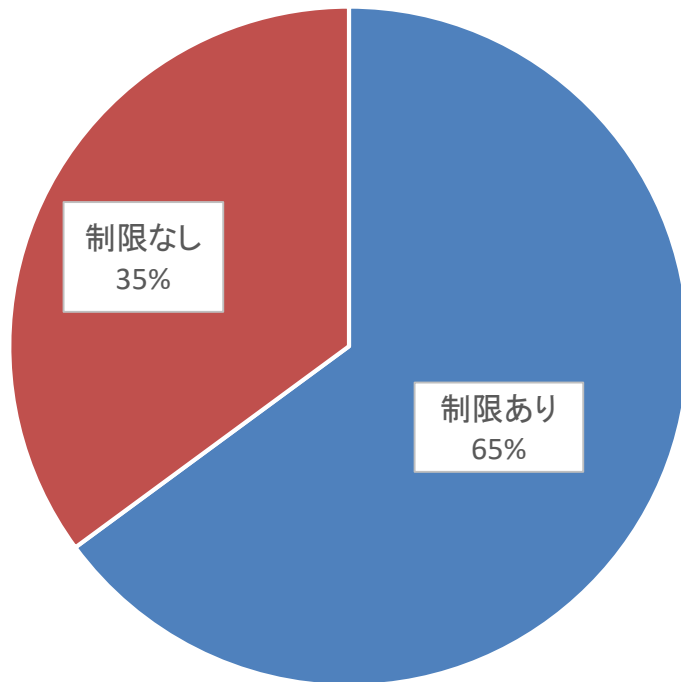
(条件の例)

- ・事前承認が必要
- ・緊急・重要案件は可
- ・自動車移動(推奨も含む)なら可
- ・必要もしくは重要かつ、既に決定済みの案件については可
- ・大勢の人が集まる場所への出張は避ける
- ・BC州以外は原則禁止
- ・20名以上の会合参加は不可
- ・良く検討の上

1-4 カナダ国外から帰国した社員・家族 に対する行動制限

- 6.5割の企業がカナダ国外からの帰国者に制限を設けている。
- 制約の例としては、感染流行国からの帰国者に対しては2週間の自宅待機など。

カナダ国外からの帰国者に対する



(制限の例)

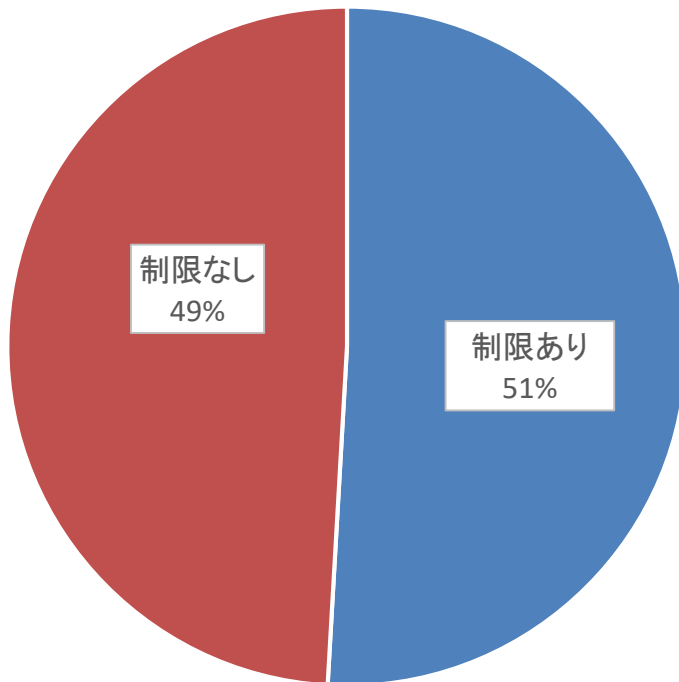
- ・感染流行国/レベル2からの帰国者は14日間の自宅待機
- ・カナダの政府機関の条件に準ずる
- ・レベル3の国からの帰国者は21日間の自宅待機
- ・感染流行国以外からの帰国の場合は、2週間の健康状態管理
- ・高リスクからの帰国者は3日間の自宅待機

2-1 来訪者との面談

○約5割の企業が来訪者との面談に制約を設けている。

○制約の例としては、お断り・延期、代替手段、接触後の経過観察などが見られる。

来訪者との面談



(条件の例)

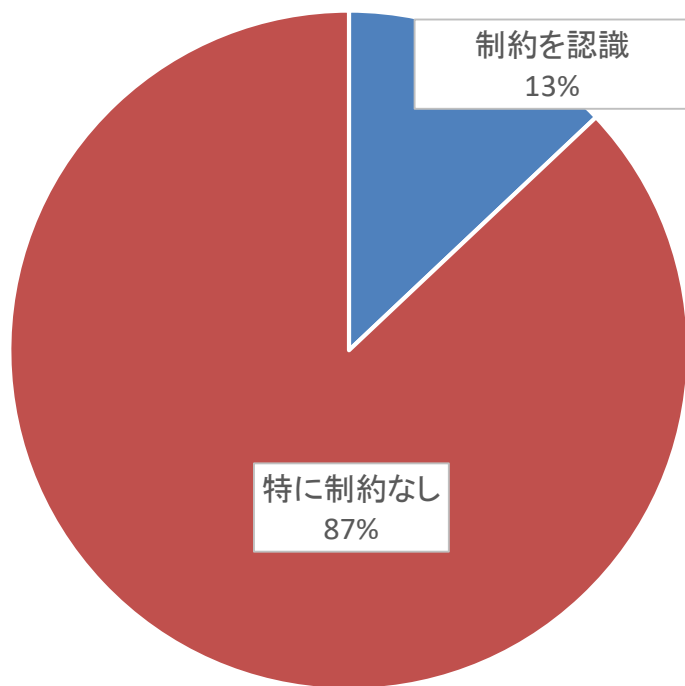
- ・原則お断り/WEBや電話会議で対応
- ・延期可能なものは延期
- ・感染流行国/レベル2からの渡航者はお断り
- ・米国以外は不可
- ・都度状況により判断
- ・日本を含む感染流行国からの渡航者との長時間の会合等は控えるが、やむを得ない場合は、その後14日間の自宅待機

2-2 取引先などの訪問

○約1割の企業が取引先などの訪問に関し、何らかの制約を認識している。

○制約の例としては、訪問を断られる、追加情報を求められるなど。

取引先などの訪問



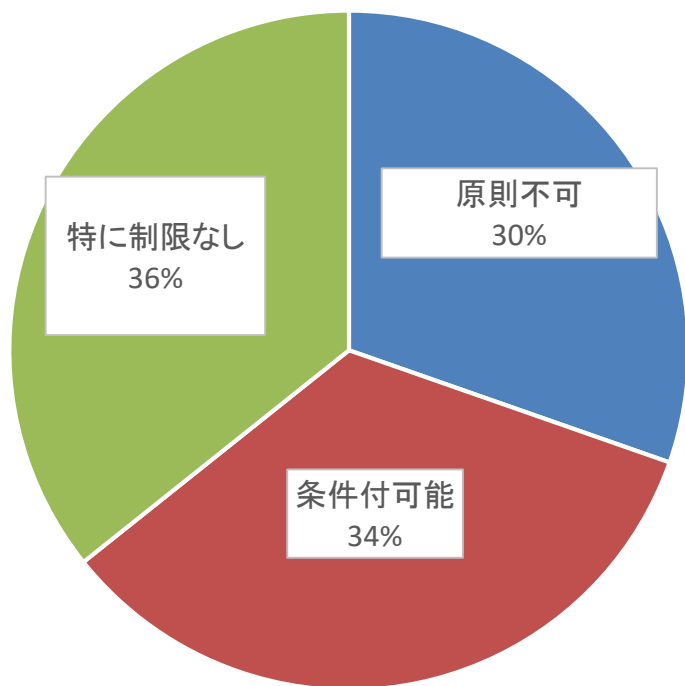
(制約の例)

- ・原則来社禁止と言われた
- ・感染流行国からお渡航者は不可と言われた
- ・感染流行国からの渡航者及び過去14日間に濃厚接触者は不可と言われた
- ・過去14日間以内に制限対象国からの帰国者でない旨の誓約書提出を要求された

2-3 外部イベント・会合への参加

- 約3分の2の企業が外部イベント・会合の参加に制約を設けている。
- 制約の例としては、当面の自粛の他、人数、地域、重要性などに着目したものが見られる。

外部イベント・会合への参加



(制約の例)

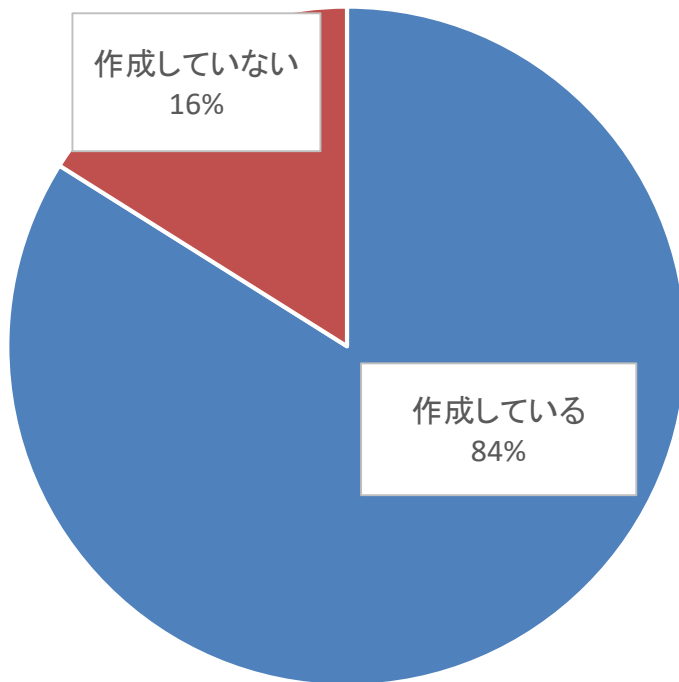
- ・緊急/重要案件に限り可
- ・参加者が25名程度以上のものは不可
- ・参加者が20名程度以上のものは不可
- ・参加者が10名以上のものは不可
- ・極力参加を見合わせる
- ・カナダ・米国以外は不可
- ・主催者の判断に委ねる
- ・状況により判断

3-1 従業員向けガイドライン

○約8割の企業が何らかのガイドラインを作成している。

○作成の参考としたものとしては、政府機関の公表情報、本社通達など。

ガイドライン



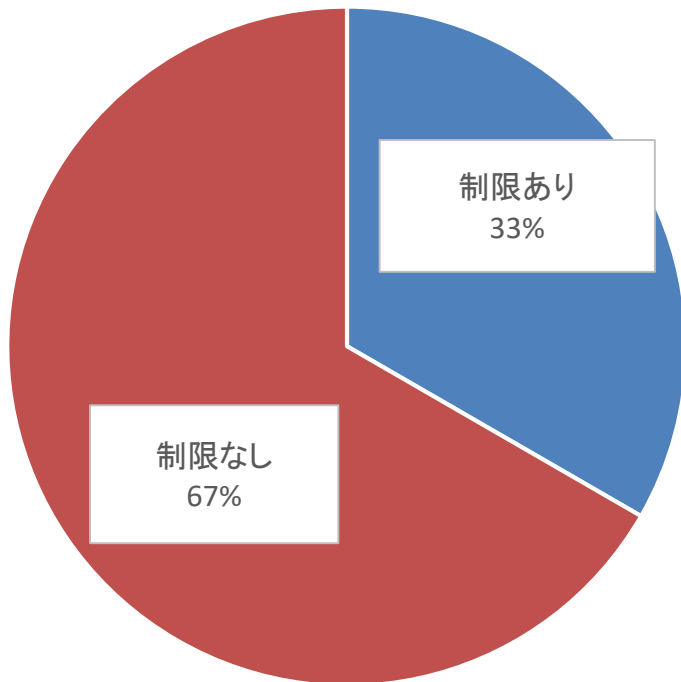
(ガイドライン作成時の参考情報)

- ・政府機関(カナダ連邦・州等)
- ・日本本社及び米国統括会社
- ・米国CDC
- ・WHO
- ・第三者のアドバイス

3-2 社内会議・集会

- 約3分の1の企業が制限を設けている。
- 制限内容としては、人数に着目したものが見られる。

社内会議・集会



(制限内容の例)

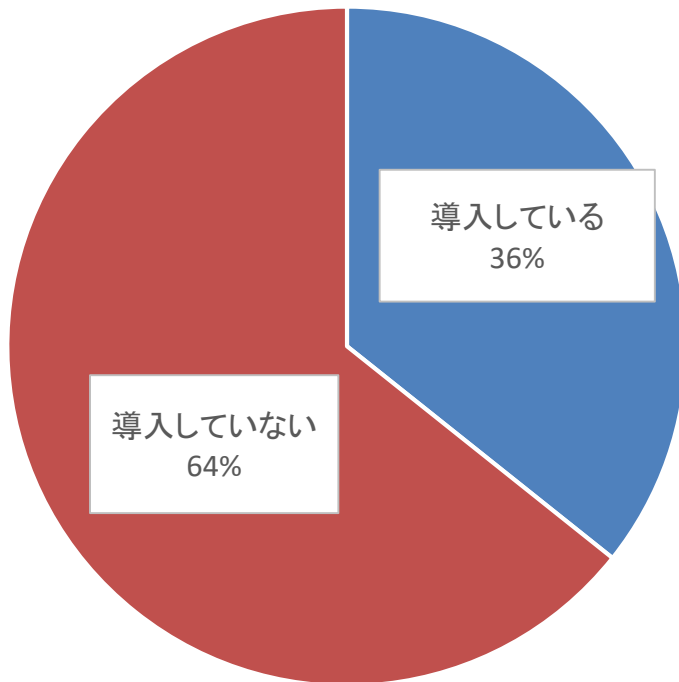
- ・原則、電話・TV会議を活用
- ・大人数(25名以上)の会議は禁止
- ・大人数(20名以上)の会議は禁止
- ・大人数(10名以上/もしくは人数指定なし)の会議は禁止
- ・不要不急の会議は延期
- ・外部からの人を迎えるの会議・会合を中止
- ・出張を伴う会議は不可

3-3 在宅勤務

○約3分の1が在宅勤務を導入。

○対象者は、社員全員や感染者（または感染を疑われる者）などが見られる。

在宅勤務



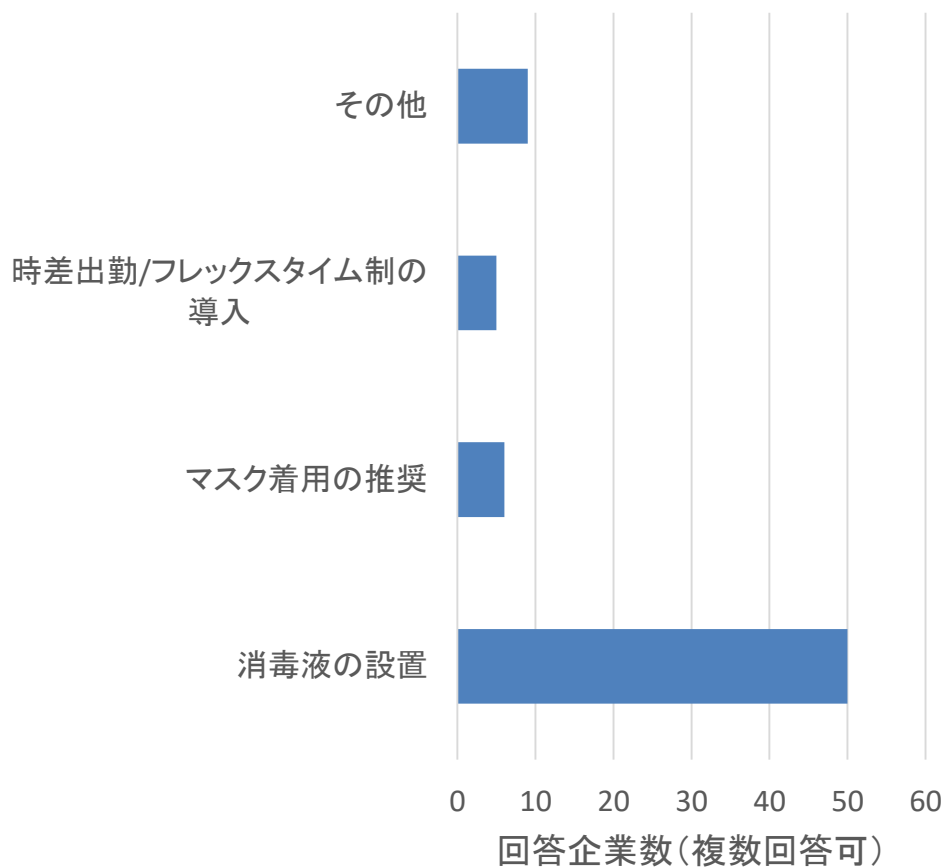
（在宅勤務対象者の例）

- ・原則全員
- ・ノートパソコン支給の社員
- ・感染および、感染が疑われる社員
- ・感染および、感染が疑われる社員もしくはその可能性のある家族のいる社員
- ・感染流行国/レベル2以上の国からの帰国者
- ・中国からの帰国者
- ・一部 / 部分的に

3-4 その他の予防措置

○多くの企業で消毒液の設置などの予防措置を実施。

その他の予防措置



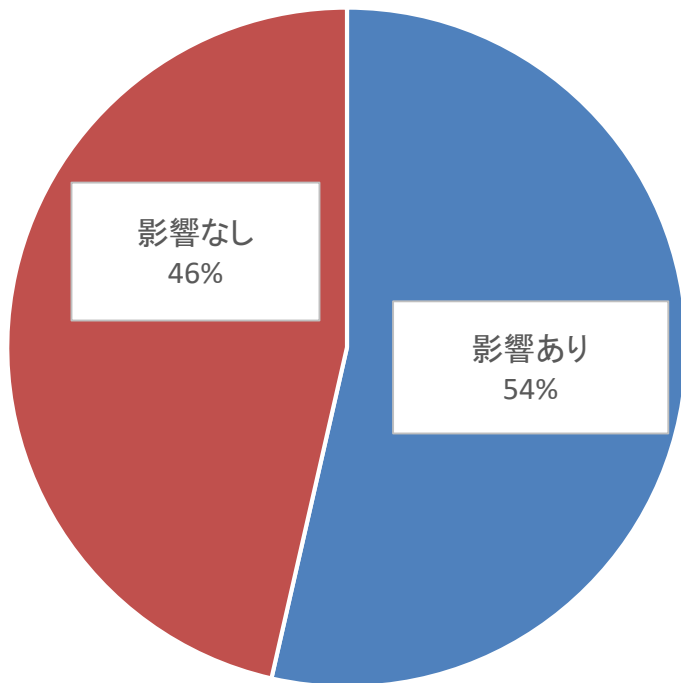
(その他の例)

- ・手洗いの励行 / 消毒液の設置
- ・社内の除菌/消毒
- ・プライベートでの移動の報告/自粛を依頼
- ・出入業者の手袋着用義務化
- ・情報の提供 / 共有
- ・在宅勤務への準備

3-5 現時点でのビジネスへの影響

- 半数以上の企業が現時点でビジネスに影響ありと回答。
- 影響の例としては、アジアからのサプライチェーン遅延、需要の低下などが見られる。

ビジネスへの影響



(影響の例)

- ・中国・アジアからのサプライチェーン遅延
- ・需要の低下や減速
- ・出張等自粛による取引や商談等への影響
- ・防塵マスク入手困難による生産への影響
(懸念)